

令和4年02月03日

2021年度 労務管理オンライン講習会

さいたま労働基準監督署 松本桂一郎

皆様、こんにちは。さいたま労働基準監督署の松本でございます。

本日は大変お忙しい中、労務管理講習会にご参加いただきましてありがとうございます。

皆様には、日頃から、労働基準行政の推進にあたりましてご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症により、昨年は経済活動が大きく制限され、社会に与える影響は大変大きかったところですが、今年はまた、オミクロン株により昨年を上回る急激な感染拡大により、社会生活が脅かされ、経済活動の遅滞が心配されます。今後におきましても、コロナと共存しつつ社会活動を行っていかざるを得ない状況でございます。皆様には、このコロナ禍による厳しい状況が続く中で、引き続き、感染防止、雇用維持にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、このコロナ禍の中、浦和地区労働基準協会様、大宮地区労働基準協会様協同でWebでの労務管理講習会を開催いただきまして感謝申し上げます。また、大宮地区労働基準協会様にWeb開催にご尽力を賜りましてありがとうございます。Webでの講習会は、まだ不慣れなため、お聞き苦しいこともあるかと存じますが、本日はよろしく願いいたします。

本日の説明資料につきましては、講習会終了後、労働基準協会のホームページに掲載させていただきますので、ご参照いただけましたら幸いです。また、私の説明内容につきましては、説明メモと引用した資料も併せ掲載させていただきますので、ダウンロードしてご使用ください。よろしく願いいたします。

さて、今回の労務管理講習会では、監督署でご相談が多く、また、企業様で

も対応が不十分である年次有給休暇について、2番目に埼玉労働局雇用環境・均等室から今年4月1日から中小企業でも義務化される「パワーハラスメント防止措置」について、そして、日本労働法務株式会社中村先生からハラスメントの実例に基づき講義をいただきます。そして、最後に、埼玉労働局から労働災害防止について要請をさせていただきたいと存じます。長時間になりますが、よろしく願いいたします。

せっかくの機会ですので、私から、現在行政で取り組んでいる事項についてご説明させていただきます。

資料1 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため

～取組の5つのポイント～を確認しましょう

<https://www.mhlw.go.jp/content/000805544.pdf>

1点目は、職場での新型コロナウイルス感染症対策についてです。

1月21日から埼玉県にもまん延防止等重点措置が適用されています。各企業におかれましては、職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため、職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため、「取組の5つのポイント」の確認をお願いしています。

- 1 テレワーク・時差出勤等を推進すること
- 2 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを策定し、実際に使用できるようにすること
- 3 職員間の距離の確保、定期的な換気、仕切り、マスクの着用の徹底など、密にならないようにすること
- 4 休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など、「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行うこと
- 5 手洗いや手指の消毒、咳エチケット、複数の人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策の実施

をお願いいたします。

資料2 生活を支えるための支援のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

また、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、国民の皆さまの生活を支えるための各種手当や助成金などの支援策をわかりやすくまとめたリーフレット「生活を支えるための支援のご案内」を作成しておりますので、ご覧下さい。

2点目が働き方改革についてです。

令和2年4月から時間外労働の上限規制が中小企業にも適用され、年次有給休暇の取得の義務化、長時間労働者に対する面接指導等の強化などに併せその周知と定着を図っているところです。本日は、法改正に関して年次有給休暇の問題など、この後にご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

3点目が労働災害防止についてです。

資料3：埼玉第13次労働災害防止計画のポイント（令和2年度一部改訂）

[協会ホームページ](#)

資料4：県内の事業場における労働災害発生状況の推移【R03.12】 [協会ホームページ](#)

資料5：令和3年 死亡災害発生事例 [協会ホームページ](#)

埼玉労働局では、平成30年から令和4年までの5年間を計画期間とする「埼玉第13次労働災害防止計画」に基づき労働災害防止に取り組んでまいりまして、今年が最終年になります。

計画では、5年間で平成29年に比べ休業4日以上の死傷者数を7%以上減少させること（5,824人 5,416人以下）、死亡者数を20%以上減少させること（32人 25人以下）を目標としてまいりましたが、死傷者数は、平成30年以降は増加の一途をたどり、令和2年はコロナ禍の影響もあり6,769人となり、令和3年はこのままいくと8千人に迫る勢いです。

また、死亡災害につきましても、令和2年にこれまでの最小である18人まで減少できたものの令和3年は増加に転じ、1月11日集計では対前年11人増の29人となり、目標の達成は極めて厳しい状況でございます。

特に、死亡災害については12月に8の方が亡くなるという事態が発生

し、埼玉労働局では、昨年末、埼玉労働局長が関係団体に対し、緊急要請を行いました。本日、講習会の最後に、埼玉労働局の藤中労働基準部長から、改めて皆様に、災害防止についてお願いがございますのでよろしくお願いいたします。なお、資料には令和3年発生の全死亡災害事例を載せておりますのでご参照ください。

資料6：令和2年3年埼玉県内の事業場における業種別・署別労働災害発生状況（休業4日以上・死亡）（令和3年12月末） [協会ホームページ](#)

さて、令和3年の県内の労働災害について12月末集計で、休業4日以上、死傷者数が6,969人（対前年同期比1,129（19.3%増加））と大幅な増加となりました。うち、新型コロナウイルス感染症にかかるものが876人です。『新型コロナ感染者』は全死傷者数の12.6%を占め、対前年+721人約6倍になっています。3年は新型コロナウイルス感染症の影響が極めて大きいものです。

ただ、新型コロナ感染者を除外しても、死傷者数は対前年同期比で408人7.2%増加しており、労働災害の増加傾向は続いております。

令和3年の休業災害の状況は、業種で見ると、新型コロナ感染者を含んだ数値で、製造業で21%増加し、コロナを除外しても10%弱は増加しております。建設業では17%増加しており、社会福祉施設でもコロナを除外しても89人19%の増加となっております。

資料7：事故の型別推移（12月末集計） [協会ホームページ](#)

事故の方で見ると、
『転倒』が全災害の20.6%を占め1,439人、対前年+93人6.9%増、
次いで、
『動作の反動・無理な動作』が16.5%を占め1,149人、+127人12.4%増、
『墜落・転落』が12.6%を占め878人、+32人3.8%増、
『はさまれ・巻き込まれ』が10.5%を占め733人、+15人2.1%増、
となっております。

ここ10年で見ても、『墜落・転落』、『はさまれ・巻き込まれ』は、減少傾向にあります。『転倒』、『動作の反動・無理な動作』いわゆる『腰痛災害』は

増加傾向にあります。

転倒災害防止対策と腰痛予防対策については、厚生労働省のホームページにコーナーがありますので、参考にしてください。

また、転倒災害防止の取り組みのパンフレット、そして、この3月末までですが、腰痛予防動画サイトのご利用もお願いいたします。

厚生労働省ホームページ 転倒災害防止対策

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

厚生労働省ホームページ 職場における労働衛生対策 > 腰痛予防対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei02_00005.html

資料 8 :【転倒災害防止】「事業主の皆様へ安全・安心な職場づくりに取り組みましょう」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000838432.pdf>

資料 9 : 陸上貨物運送事業向け腰痛予防動画サイトへようこそ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000870845.pdf>

資料 10 : 保健衛生業向け腰痛予防動画サイトへようこそ

<https://www.mhlw.go.jp/content/000840781.pdf>

被災者の高齢化も進んでおり、労働災害のうち60歳以上の者が占める割合は1/4を超えており、災害が発生した場合、年齢が上がるほど重症化しやすい傾向があります。

過去10年間で、60歳以上の雇用者数が1.5倍になっており、少子高齢化の流れの中、高年齢労働者の活用は必要であり、高齢者が安心して安全に働くことができる職場づくりを進めなければなりません。

資料 11 : エイジフレンドリーガイドライン : リーフレット【R02.08】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000691520.pdf>

『エイジフレンドリーガイドライン』を参考に、高年齢労働者の特性を考慮して、施設、設備面での改善と作業内容等の見直しをご検討ください。また、高年齢労働者の健康や体力の状況の把握とその増進対策も併せ必要になってきております。

4点目は、本日の講習の課題になっております「パワーハラスメント」に関

連し、労災の認定基準について簡単にご説明いたします。

資料 12：精神障害の労災認定基準に「パワーハラスメント」を明示します

<https://www.mhlw.go.jp/content/000637468.pdf>

資料 13：心理的負荷による精神障害の労災認定基準の改正概要

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000634904.pdf>

令和 2 年の改正で精神障害の労災認定基準に「パワーハラスメント」が明記されました。これまでは、上司や同僚等から、嫌がらせ・いじめや暴行を受けた場合、「嫌がらせ・いじめ、又は暴行を受けた」という具体的出来事に当てはめて評価していましたが、改正では、職場における人間関係の優位性などに注目し、優位性があるものは、「パワーハラスメントを受けた」と分けて評価することになりました。

また、パワハラに関し、心理的負荷が「中」程度の身体的攻撃、精神的攻撃を受けた場合でも、会社に相談しても適切な対応がなく、改善されなかった場合は、「強」と評価されることになりました。

パワハラを受けた被害者が声を上げているにもかかわらず、企業がそれを無視するなどにより、被害者の精神的負荷が大きくなることを考慮したものです。

企業の皆様には、このような相談を受けた場合には適切なお対応をお願いいたします。

5 点目として、脳・心臓疾患の労災認定基準について、今回「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」が改正されました。

資料 14 脳・心臓疾患の労災認定基準改正に関する 4 つのポイント

<https://www.mhlw.go.jp/content/000833808.pdf>

長期間の過重業務の評価に当たり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化し、

長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因の見直し、

短期間の過重業務、異常な出来事の業務と発症との関連性が強いと判断で

きる場合を明確化しました。

対象疾病に「重篤な心不全」を追加
を行いました。勤務間インターバルが短い場合など負荷要件となっています。

6点目として、石綿に関連して、令和4年4月1日着工の工事から、石綿の有無の「事前調査結果の報告」が義務化され、工事の施工業者は、全ての建築物、特定の工作物の一定規模以上の解体・改修工事は、原則全数が報告対象になります。

詳しくはパンフレットをご覧ください。

資料 15：その工事「石綿」が含まれていませんか

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/cms/wp-content/themes/kouseiroudou/documents/poster-r3.pdf>

資料 16：石綿の有無の事前調査の報告が施工業者の義務になります。

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/cms/wp-content/themes/kouseiroudou/documents/leaflet-r3.pdf>

7点目として最低賃金についてです。

資料 17：埼玉県の最低賃金一覧表

<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/content/contents/000998764.pdf>

資料 18：みんなチェック！最低賃金。

<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/content/contents/000970474.pdf>

埼玉県最低賃金が昨年10月1日に28円引き上げられ956円となり、産業別最低賃金については昨年12月1日から改定されています。

最低賃金額のチェックの方法等のリーフレットも資料として提供いたしますのでご確認ください。

最後に、本日の講習が皆様にとって実り多いものになり、その成果を皆様の職場にお持ち帰りいただき、「安全で健康な職場づくり」と「良好な労働環境の整備」にお役立ていただければ幸いです。

本日は、よろしく願いいたします。